

指導者養成委員会規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された、指導者養成委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 審議・所管事項

第2条 委員会は、「公益財団法人 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づく、水泳指導者の養成と資格認定に関する専門事項を審議する。

- 2 前項に掲げる専門事項とは、つぎの各号をいう。
 - (1) 専門科目の講習の企画、運営に関すること
 - (2) 専門科目の履修カリキュラム、教材、講師に関すること
 - (3) 講習、試験、検定の実施ならびに合否判定に関すること
 - (4) 資格更新者の研修ならびに登録に関すること

第3章 委 員

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 20名以内

- 2 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

第4章 任 期

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

第6章 小委員会

第6条 本委員会に小委員会を設けることができる。

2 小委員会は専門事項について協議し、委員会に意見を具申する。

第7章 規程の改廃

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2 本規程は、令和3年10月23日より一部改訂施行する。